

[別紙] 運営経費見積書について

運営経費について、一年間（365日）の支出見積額を以下の見積設定条件で見積もること。

運営経費の算出については、できるだけ詳細に算定根拠を示すこと。なお、見積額に係る積算根拠資料を添付することとし、見積総額の内、「人件費」・「物件費等」の額がそれぞれわかるような内訳を示すこと。

見積設定条件

1. 見積算定期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの365日間
 2. 保育時間および保育児童数
 - ①保育時間および開所日については、仕様書「2 保育内容(2)、(3)(4)」を参考に見積もること。
 - ②保育児童数については、次のアとイの2パターンで年額を見積のこと。
 - ア. 利用児童数 **35**名（月極保育児童 26名、一時保育児童 9名）
夜間保育 月間10回（各日児童2名）／休日保育 月間5回（各日児童5名）
 - イ. 利用児童数 **40**名（最大定員）（月極保育児童 30名、一時保育児童 10名）
夜間保育 月間10回（各日児童2名）／休日保育 月間5回（各日児童5名）
 - ③給食（おやつ含む）の提供については、1食あたりの利用料金を記載すること。
 - ※職員配置体制については、滋賀県の認可外保育施設指導監督基準に基づき、適正に配置すること。
 - ※毎月決まっている「固定経費」と、保育児童の増加分（定員40名まで）に対応するための「変動経費」がある場合は、その内訳についても記載のこと。
3. 委託者の費用負担分について
仕様書4（5）および仕様書6の内容に従い、病院負担分の費用は見積対象外とすること。
 4. 独自の自主事業、特色等、提案書に記載されている事項についても見積に含むこと。
 5. 委託料にかかる消費税については、非課税にて算出のこと。